

添付資料

- (1) 位置図
- (2) 求積図(土地登記簿謄本)
- (3) 現況図(現況平面図)
- (4) 土地利用計画図
- (5) 計画平面図・計画断面図(A-B 断面図・B-B 断面図)
- (6) 事業区域及びその周辺を確認することができる写真

2022/07/19 08:34 現在の情報です。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年2月13日	不動産番号	3902000336640
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在				新庄市大字福田字福田山	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
711番51	原野	884:	:	711番1から分筆 〔昭和61年6月30日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年2月13日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和63年3月29日 第3611号	原因 昭和63年3月29日売買 所有者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株 式 会 社 モ リ タ 興 産 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年2月13日
2	所有権移転	令和2年12月8日 第4665号	原因 令和2年12月8日売買 所有者 新庄市大字福田字福田山711番地の 21 もがみバイオマス発電株式会社

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成6年3月16日 第3778号	原因 平成6年3月14日設定 極度額 金8,000万円 債権の範囲 証書貸付取引 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株 式 会 社 モ リ タ 興 産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 3号 中 小 企 業 金 融 公 庫 (取扱店 西東京支店) 共同担保 目録(※)第1277号 順位5番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	令和2年2月14日 第497号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 東京支店)
2	根抵当権設定	平成9年3月6日 第2509号	原因 平成9年2月28日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 証書貸付取引 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株 式 会 社 モ リ タ 興 産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 3号 中 小 企 業 金 融 公 庫 (取扱店 西東京支店) 共同担保 目録(※)第4237号 順位7番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権移転	令和2年2月14日 第498号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 東京支店)
3 5 8	根抵当権設定	平成14年9月12日 第7651号	原因 平成14年9月11日設定 極度額 金4億円 債権の範囲 証書貸付取引 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株 式 会 社 モ リ タ 興 産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番

			3号 中小企業金融公庫 (取扱店 西東京支店) 共同担保 目録(ク)第3974号 順位13番の登記を移記
付記1号	3番根抵当権移転	平成27年6月24日 第3437号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策金融公庫法 附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 立川支店)
4 5	根抵当権設定	平成15年2月25日 第1269号	原因 平成15年2月19日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 山形市七日町三丁目1番2号 株式会社山形銀行 (取扱店 新庄支店) 共同担保 目録(ク)第4272号 順位15番の登記を移記
付記1号	4番根抵当権変更	平成16年1月30日 第1005号	原因 平成16年1月28日変更 極度額 金1億円 順位15番付記1号の登記を移記
付記2号	4番根抵当権変更	平成18年2月13日 第827号	原因 平成18年2月13日変更 極度額 金5,000万円
付記3号	4番根抵当権元本確定	平成30年3月29日 第1079号	原因 平成30年2月13日確定
付記4号	4番根抵当権移転	平成30年5月22日 第1789号	原因 平成30年5月21日代位弁済 根抵当権者 山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会
5	3番、4番順位変更	平成15年2月25日 第1270号	原因 平成15年2月25日合意 第1 4番根抵当権 第2 3番根抵当権 順位16番の登記を移記
6 8	根抵当権設定	平成17年3月18日 第2019号	原因 平成17年3月17日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 証書貸付取引 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 中小企業金融公庫 (取扱店 多摩支店) 共同担保 目録(ク)第422号 順位19番の登記を移記
付記1号	6番根抵当権移転	平成27年6月24日 第3437号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策金融公庫法 附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 立川支店)
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年2月13日
7 8	根抵当権設定	平成18年6月19日 第3765号	原因 平成18年6月19日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 東京都中央区八重洲二丁目10番17号 商工組合中央金庫 (取扱店 山形支店) 共同担保 目録(ク)第973号
8	3番、6番、7番順位変更	平成18年6月19日 第3766号	原因 平成18年6月19日合意 第1 7番根抵当権 第2 3番根抵当権 第3 6番根抵当権
9	1番、2番、3番、6番根抵当権抹消	令和2年12月8日 第4662号	原因 令和2年12月8日解除
10	4番根抵当権抹消	令和2年12月8日 第4663号	原因 令和2年12月8日解除

11	7番根抵当権抹消	令和2年12月8日 第4664号	原因 令和2年12月8日解除
----	----------	---------------------	----------------

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2022/07/19 08:34 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)	調製	平成18年2月13日	不動産番号	3902000336641
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]	
所在	新庄市大字福田字福田山			[余白]
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
711番52	原野	20429 :	711番1から分筆 〔昭和61年6月30日〕	
[余白]	宅地	20429 : 48 :	②③昭和63年3月9日地目変更 〔昭和63年3月9日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年2月13日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年3月29日 第3611号	原因 昭和63年3月29日売買 所有者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年2月13日
2	所有権移転	令和2年12月8日 第4665号	原因 令和2年12月8日売買 所有者 新庄市大字福田字福田山711番地の 21 もがみバイオマス発電株式会社

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成6年3月16日 第3778号	原因 平成6年3月14日設定 極度額 金8,000万円 債権の範囲 証書貸付取引 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 3号 中小企業金融公庫 (取扱店 西東京支店) 共同担保 目録(※)第1277号 順位5番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	令和2年2月14日 第497号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 東京支店)
2	根抵当権設定	平成9年3月6日 第2509号	原因 平成9年2月28日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 証書貸付取引 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 3号 中小企業金融公庫 (取扱店 西東京支店) 共同担保 目録(※)第4237号 順位7番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権移転	令和2年2月14日 第498号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 東京支店)
3	根抵当権設定	平成14年9月12日 第7651号	原因 平成14年9月11日設定 極度額 金4億円 債権の範囲 証書貸付取引
5			

8			債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 中小企業金融公庫 (取扱店 西東京支店) 共同担保 目録(ク)第3974号 順位13番の登記を移記
付記1号	3番根抵当権移転	平成27年6月24日 第3437号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策金融公庫法 附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 立川支店)
4	根抵当権設定	平成15年2月25日 第1269号	原因 平成15年2月19日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 山形市七日町三丁目1番2号 株式会社山形銀行 (取扱店 新庄支店) 共同担保 目録(ク)第4272号 順位15番の登記を移記
付記1号	4番根抵当権変更	平成16年1月30日 第1005号	原因 平成16年1月28日変更 極度額 金1億円 順位15番付記1号の登記を移記
付記2号	4番根抵当権変更	平成18年2月13日 第827号	原因 平成18年2月13日変更 極度額 金5,000万円
付記3号	4番根抵当権元本確定	平成30年3月29日 第1079号	原因 平成30年2月13日確定
付記4号	4番根抵当権移転	平成30年5月22日 第1789号	原因 平成30年5月21日代位弁済 根抵当権者 山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会
5	3番、4番順位変更	平成15年2月25日 第1270号	原因 平成15年2月25日合意 第1 4番根抵当権 第2 3番根抵当権 順位16番の登記を移記
6	根抵当権設定	平成17年3月18日 第2019号	原因 平成17年3月17日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 証書貸付取引 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 中小企業金融公庫 (取扱店 多摩支店) 共同担保 目録(ク)第422号 順位19番の登記を移記
付記1号	6番根抵当権移転	平成27年6月24日 第3437号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策金融公庫法 附則第17条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 立川支店)
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年2月13日
7	根抵当権設定	平成18年6月19日 第3765号	原因 平成18年6月19日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都日野市大坂上三丁目13番地8 株式会社モリタ興産 根抵当権者 東京都中央区八重洲二丁目10番17号 商工組合中央金庫 (取扱店 山形支店) 共同担保 目録(ク)第973号
8	3番、6番、7番順位変更	平成18年6月19日 第3766号	原因 平成18年6月19日合意 第1 7番根抵当権 第2 3番根抵当権 第3 6番根抵当権
9	1番、2番、3番、6番根抵当権抹消	令和2年12月8日 第4662号	原因 令和2年12月8日解除

10	4番根抵当権抹消	令和2年12月8日 第4663号	原因 令和2年12月8日解除
11	7番根抵当権抹消	令和2年12月8日 第4664号	原因 令和2年12月8日解除

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

新庄市土地利用計画図

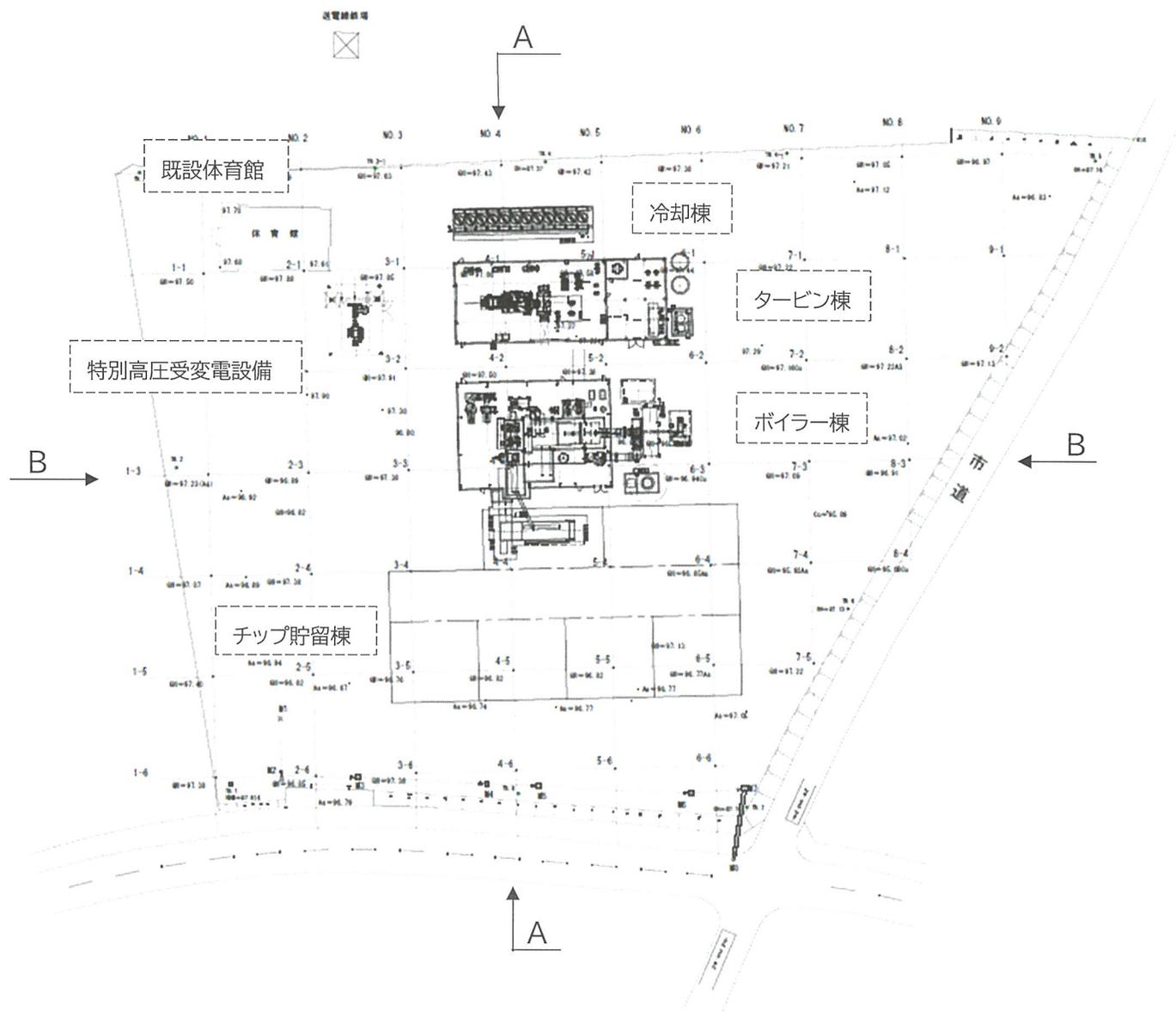
イヤ表示

- 都市計画区域
- 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
- 準防火地域
- 都市計画道路
- 都市施設等
- 土地区画整理事業区域



計画平面図

「最大で 40 cm 程度の切り土や最大で 20 cm の盛土の計画で、ほぼブルドーザでならず程度の造成工事」



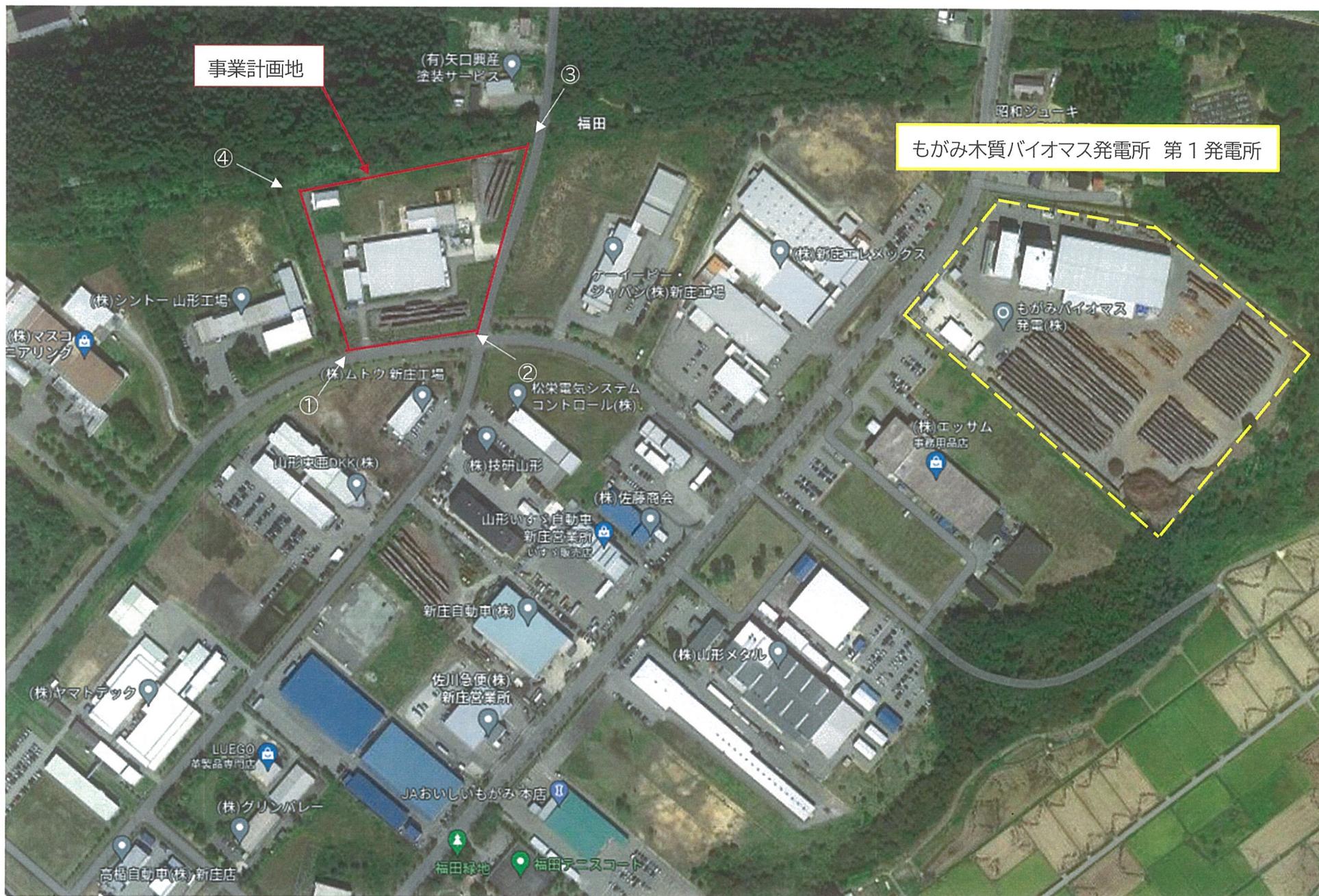
DL=95.00

DL=95.00

凡 例	
———	計画線
———	現況線

令和5年度	
施工箇所	山形県新庄市大字福田字福田山711-52
工事名	もがみ木質バイオマス発電所 第2発電所
図 名	断面図
縮 尺	V=1:200 H=1:500
作成年月	2023年 5月

事業区域及びその周辺の状況



① 南西上空より撮影



② 南東上空より撮影



③ 北東上空より撮影



④ 北西上空より撮影



2023年6月15日

再エネ発電事業計画(案)の説明について

【目 的】

地元住民と適切なコミュニケーションを図ることを目的とする

【実施時期】

山形県・新庄市との協議が終了し、事業計画(案)作成後に実施

【説明(地元住民)の対象範囲】

説明の対象範囲については新庄市環境課と協議の上、新庄中核工業団地立地協議会(団地内で操業中の企業)を対象範囲とすることとした。

【実施内容】

1. 実施日 2023年6月14日(水曜) 16:00～
2. 場 所 新庄ニューグランドホテル
3. 対象範囲 新庄中核工業団地立地協議会(団地内で操業中の企業)
4. 説明内容 別添資料(事業計画案)に基づき説明

【結 果】

当該事業計画(案)について説明しましたが、問題はありませんでした。

もがみ木質バイオマス発電事業説明資料

説明実施日：2023年6月14日

説明場所：新庄ニューグランドホテル



第2発電所事業計画

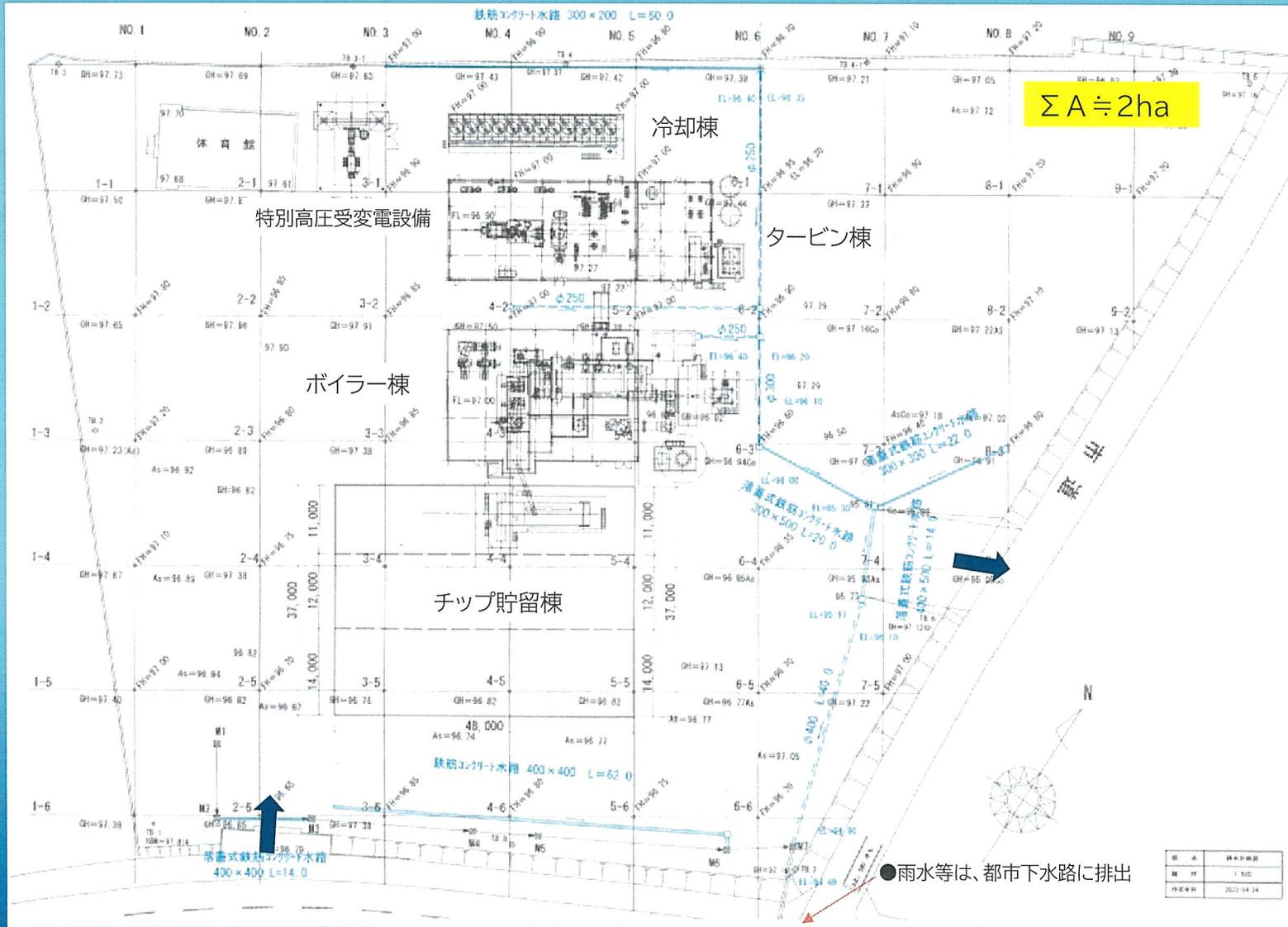
1. 発電所事業概要

項目	内容	備考
事業会社	もがみバイオマス発電株式	
発電所名	もがみ木質バイオマス発電所 第2発電所	
プロジェクト名	MBP-2Project	
事業の内容	FIT認定を受けた木質バイオマス発電事業	☆2023年3月31日認定
発電方式	直接燃焼方式によるボイラー・タービン・発電機	
施設の規模	発電端出力7,100kW	
ボイラーの型式	バブリング流動層式自然循環ボイラー	
施設の内容	燃料受入・投入設備、ボイラー・タービン・発電設備	
建設地	山形県新庄市大字福田字福田山711-52	
年間稼働日数	N=333日	
燃料使用計画	未利用材チップ V=60,000ト 74.534%(重量比)	
	一般材チップ V=20,000ト 24.845%(重量比)	
	建設廃材チップ V=500ト 0.621%(重量比)	

2. 全体工程

Action Item	2023年	2024年	2025年	2026年
解体工事	5月～7月末 →			
整地工事	2023年8月～2023年10月末 →			
造成工事	2023年10月～2026年10月末 →			
土工工事	2024年6月～2026年10月末 →			
B T G据付工事	2025年5月～2026年10月末 →			
特高受電	2026年8月 →			
試運転・性能確認	2026年8月～10月末 →			
営業運転開始	2026年11月1日★			

3. 第2発電所全体配置計画



4. 土地の造成に関する事項

造成する土地の位置	山形県新庄市大字福田字福田山711-52	
造成工事に関する事項	造成工事の内容	H ≒ 40 c m程度の掘削工事
	切土又は盛土の対象面積	A ≒ 16,300㎡
	切土の土量	V ≒ 6,400㎡
	盛土の土量	V ≒ 200㎡
造成工事の期間	2023年8月～2026年5月	整地・仕上げ含む
造成工事の工程	掘削・盛土・排水工・路盤工・As舗装工	
造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更状況	施工前：平坦で約50%がAs・Co舗装 施工後：ほぼ平坦でAs舗装	
工事施工者	住所又は所在地	山形県新庄市若葉町5番5号
	氏名又は名称	株式会社 柿崎工務所
	電話番号	0233-22-1537

5. 再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の構造	燃料受入・投入設備、 ボイラー・タービン・発電設備	
再生可能エネルギー発電設備の出力	7,100kW	
再生可能エネルギー発電設備の事業区域内の位置	山形県新庄市大字福田字福田山711-52	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の内容	土木建築工事・プラント据付工事(ボイラー・タービン発電機他)・プラント試運転	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の期間	29ヶ月(基礎工事含む)	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の工程	2024年6月：土建着工 2025年5月：プラント据付工事開始	
工事施工者	住所又は所在地	東京都港区芝浦三丁目9番1号
	氏名又は名称	株式会社 タクマ
	電話番号	03-5730-9023

6. 再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

発電期間		2026年11月1日～2046年10月31日	
再生可能エネルギー発電設備の点検	点検の項目	自主点検・法定点検	
	点検の頻度	自主点検1回／年、法定点検1回／2年	
	点検予定業者等	(株)タクマ、外部審査期間(損保リスクアマネジメント(株))	
事業区域の管理者		代表取締役 柿崎 力治朗	
緊急時の連絡先		0233-32-1825	
その他の連絡先		080-1690-7626 (総務課長 八鍬茂也)	

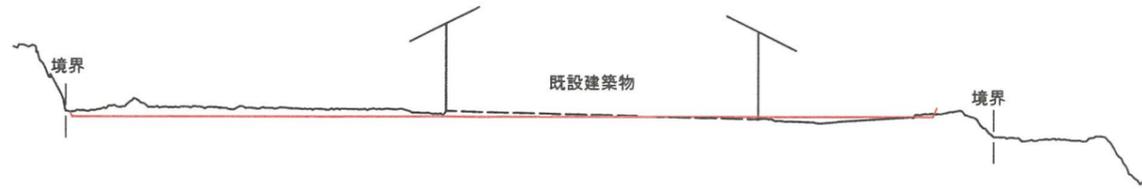
7. 再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

廃止予定年月日	2046年10月31日	
再生可能エネルギー発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	施設本体及び付帯物を自社グループ解体部門に発注し、廃棄物処理法に基づき廃棄物の発生抑制、再利用を考慮した解体工事を行う。	
廃棄物の処理方法	発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材は、建設リサイクル法に基づき、再資源化を行うとともに廃棄物処理法上の排出事業者としての義務を遵守する。	
再生可能エネルギー発電設備の撤去後の土地の整備方針	未定	

A-A' 断面

FH=97.00

CL=B-B'



DL=95.00

B-B' 断面

FH=97.00

CL=A-A' 断面



DL=95.00

凡例	
	計画線
	現況線

令和5年度	
施工箇所	山形県新庄市大字福田字福田山711-52
工事名	もがみ木質バイオマス発電所 第2発電所
図名	断面図
縮尺	V=1:200 H=1:500
作成年月	2023年 5月